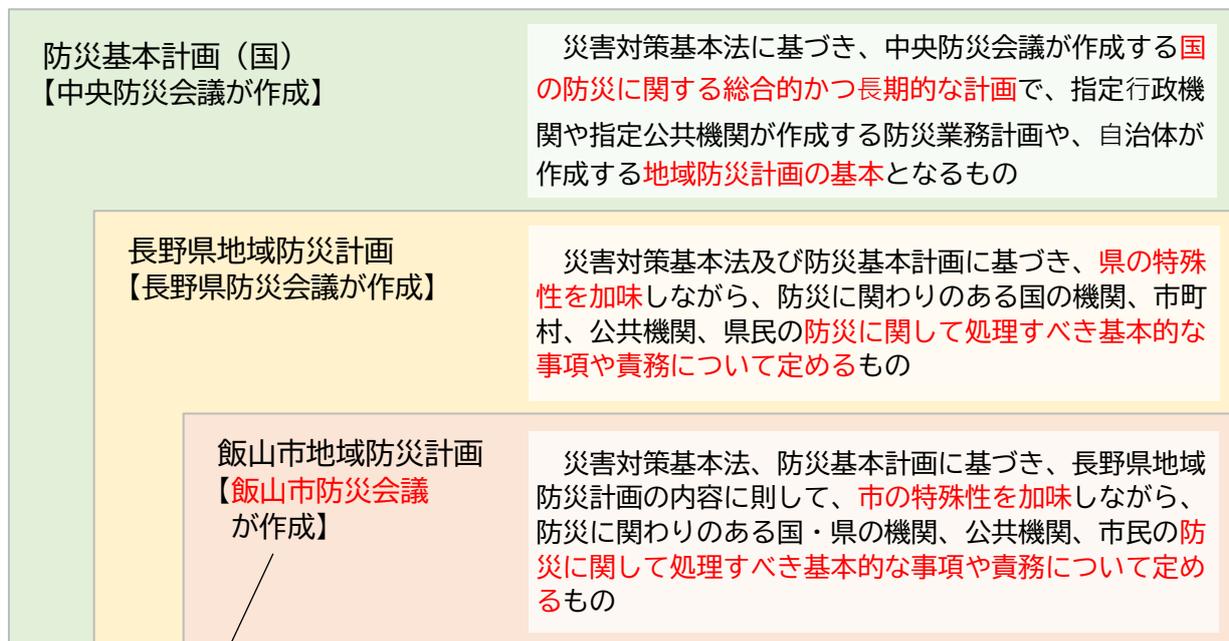


飯山市地域防災計画・飯山市防災会議について（概要）

（1）飯山市地域防災計画の位置付けと概要



国や県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があるときには計画を修正する

（2）飯山市防災会議の概要

- ・ 災害対策基本法第16条の規定に基づき設置
（組織の構成や所掌事務は飯山市防災会議条例で規定）
- ・ 所掌事務（飯山市防災会議条例から抜粋、一部要約）
 - ① 飯山市地域防災計画の作成とその実施の推進
 - ② 市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議
 - ③ ②の重要事項に関して市長に意見を述べること
 - ④ その他法律・政令によりその権限に属する事務
- ・ 組織（飯山市防災会議条例から抜粋、一部要約）
 - ① 会長は市長が務める
 - ② 会長に事故があるときは職務代理者（副市長）がその職務を代理する
 - ③ 委員構成（市長が委嘱）
指定地方行政機関の職員、陸上自衛隊の隊員、長野県職員（知事の部内）、長野県警察の警察官、市議会議員、市職員、教育長、消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験者

